

暮らしのレスキューサービス！思いがけず高額料金になることも！！

※インターネット上の広告をきっかけに、想定外の高額の料金を請求されたという相談が増えています。

(1) 自宅のトイレが詰まり、広告に「数百円から」と記載があった業者に修理を依頼したところ、他の作業も必要と次々に提案され、全部で50万円を超える請求を受けた。

(2) 賃貸アパートの寝室でゴキブリが飛んできたので、スマートフォンで検索し「約500円～」とあった業者に連絡するとすぐに作業員が訪れた。室内を点検後、ゴキブリのふんや卵があり燻蒸（くんじょう）作業が必要と言われ、約20万円を請求された。

(3) 庭で大きなスズメバチの巣を見つけ、ウェブサイト上で簡易見積りをして「参考見積価格約700円～」と表示された業者の訪問を受けた。調査後、このままでは蜂に刺されて死ぬ、今なら約150万円を約100万円にするなどと言われ契約したが、冷静に考えると業者の話は不審なところがあり、金額も高過ぎる気がしてきた。

<アドバイス>



1、広告に記載された安い価格に飛びつかないようにしましょう！！

(トイレの詰まりや水漏れ、害虫などの発生原因や必要な作業は異なるので、広告や電話での説明通りの料金とは限りません)

2、不安をあおられても、少しでも違和感があれば、契約を断りましょう！！

(当初想定していた料金とかけ離れた作業を提案されることもあります)

3、料金や作業内容に納得ができなかった場合は、その場での支払いを断りましょう！！

(請求が高額になった、修理箇所が直っていなかったなど理由がある場合は、後日納得した料金を支払うなどを説明しておきましょう)

4、事業者の言動などに身の危険を感じたら、警察に連絡しましょう！！

1つでも心当たりがあったら、
お住いの地域の消費者センター（相談窓口）もしくは消費者ホットライン188へ電話！！